

農地改革の結果の二三について

阿部 矢二

お祝と感謝のこころをこめて、この小論文を末川博先生に献げます。

I 経営の零細化

II 農地所有の零細化

終戦の年の十二月九日付総司令部によって交付された「農地改革に関する覚書」を一つの始発力として開始された日本の農地改革は、約束された三年間でともかくも予定計画をほぼ完遂したものと認められている。そして、二十四年十月二十一日、農地改革三周年記念日には、マックアーサー元帥は吉田総理大臣に宛て書翰を送り、そのうちで、今日まで遂行された事業は「日本が一民主国家として成熟期に達せんとしている最も重要な一証左」であるとも「史上恐らく最も成果を収めた農地改革計画」であるともいってこの改革の結果に満足の意を表した。もともと、この改革の主旨として謳われたところは「農村における封建制度」——封建的土所地有・零細隷農制の根絶であったにしても、ともかく、この改革の成果が買収地一七七万一千町歩——予定二〇〇万町歩——不在

地主の消滅、小作農戸数五分の一以下への激減、自作農戸数の約二倍増となって示されたら、誰しも表面的にはその成功を認めるであらう。

然しながら、農地改革は、内地では在村地主に一町歩限度の土地所有を認め、限度以上の小作地の解放、つまり現在小作していたものにその土地所有名義を書きかえてやるという方法によつたのであつて、改革の眼目は小作制から自作制へであつたにしても、土地所有名義を与えられた従前の小作人の経営面積についてはそれを一畝でも殖やす措置はとられなかつた。それだから、改革は不在地主は一掃したが、そのあとに家族経営によつて自立しうる自作農を多数創設したのではなく、ただ多数の零細耕地所有者を創出したに過ぎない。零細農耕作をそのままにした農地改革は、自作農主義の貫徹による自由な小農の創出でなく、小土地所有者の多数造出によるブルジョア民主主義の維持策に止つたのである。

経営耕地は他人名義であつても自己名義であつても、その零細規模が止揚されない限り、農民の土地に対する饑餓はいやされない。改革の結果は上層農民の崩落、零細農民層の増加となつてゐる。自作農は二倍になつたがその六〇％強は一町歩以下の経営地をもつものであり、総農家を見ても兼業農家が過半を占めてゐる。大半の農家は家族労働を自家の耕地の上で完全に燃焼させて自営自立のできる小農ではない、なお、零細農経営ではそれが常態だが、総農家の二分の一は多少とも借地してゐるのである。零細農にとつて土地は生産手段であるよりも、生活手段であり、彼等の生命はその耕作する零細地片の上に託されてゐる。耕作面積が小さければ小さいほど、その一部を構成する零細借地片の生計に対する重要さは加わる。そういう意味で、地主制は改革で表面的にはなくなつたとしても、耕地の賃貸借が零細農の生活の上に實際及ぼしうる圧力は相当きびしいものと思われる。小

第1表 経営耕地面積
広狭別農家数

	昭和16年	昭和25年
総 数	戸 5,498,826 (100%)	戸 6,176,419 (100%)
3反未満	1,831,350 (33%)	1,471,872 (24%)
3～5反	1,647,680 (30%)	1,050,469 (17%)
5反～1町	1,471,462 (27%)	1,972,925 (32%)
1～1.5町	335,743 (6%)	960,958 (16%)
1.5～2町	118,461 (2%)	378,578 (6%)
2～3町	49,923 (1%)	207,845 (3%)
3～5町	20,078 (0.4%)	76,928 (0.9%)
5～10町	24,129 (0.44%)	38,394 (0.38%)
10～20町		9,656
20町以上		392
例外規定の適用をうけるもの		8,402

(第27次農林省統計表より)

作契約が文書化されたぐらいでは、耕地の賃借は単なる賃貸借契約ではありえない。そんなところにも「数世紀にわたる封建制」の根がまだ生きているのではあるまいか。

農地改革が農民の解放へいたる前段階として農民に小所有を与えることは合理的でもあろうが、零細農の小所有を固定化すること、すなわち、自作農創設維持に止まる「改革」では、日本の民主化は極く狭い框内で不完全にしか実現されない。以下改革の結果について若干の批判を記そう。

I 経営の零細化

農地改革が一つの大きい要因としてそのうちに含まれる戦後の諸条件のもとで、日本農業の経営形態はどう変化したか。それを知るための一つの指標として、経営耕地面積によって階層分けした農戸数とその各々の総農戸数に対する比率を、終戦前後の時期、特に農地改革が一応完了した昭和二十五年をとって比較すると第1表のよう

である。

この表によって見ると、農地改革の結果が一応総括される二十五年は十六年に比較して、総農戸数は六十七万四千以上(一二%強)増加となっている。そしてこの増加は五反未満農家の六十九万戸

余増、五反以上一町未満農家の三十二万五千余増によって生じたものであり、一町五反歩以上の農家は例外なく減少しその総計三十四万戸余に及んでいる。上部階層の崩落による零細農の激増である。

これを総農戸数に対する比率で見ると、二十五年は、五反未満の極零細農階層は三三%から四一%に、五反以上一町未満階層は三〇%から三二%に増加し、この二者を併せた零細農階層は七三%の割合を占め、日本農業経営規模の零細性を異常におしやすめたことが明らかにわかる。

このように零細農戸を増加させた原因は、必ずしも直接農地改革のみに帰すべきではない。終戦時の復員兵士、引揚者、失業者の帰村、食糧難による疎開者その他多数の素人百姓の簇生があつた時期に農地改革が重りあつて開始されたという事情が、零細農経営を一層甚しい程度に促進したことは確である。改革による土地買収を免かれんとする地主は、所有地の開充、分家等の名による分割、贈与、小作地取上げ——戦後二ケ年て五十余万件——、自作化など、あらゆる抜け道をぬけめなく悪用した。その結果が全体としての経営を零細化し、且つ極零細農家戸数を著しく増加させたのである。戦後の諸事情のもとで行われた農地改革の重大な結果の一つは、それゆゑ、経営面積を規準とする農家の階層別構成についていえば、第一、総農家戸数の著増、第二、この著増は極零細農家——不完全農家層におけるものであり、上部階層は減少したこと、第三、全体としての農業経営規模の一層の零細化である。

これを自作農だけについて見ても同様である。戸数としては自

第2表 自小作別戸数

	昭和16年		同 25年	
	戸	戸	戸	戸
総 数	5,498,826 (100%)	6,176,390 (100%)		
自 作	1,711,404 (31.2%)	3,821,531 (61.8%)		
自 小 作	1,138,975 (20.7%)	1,590,582 (25.7%)		
小 自 作	1,100,028 (20%)	410,851 (6.6%)		
小 作	1,524,290 (27.7%)	312,364 (5.1%)		
そ の 他	24,129 (0.4%)	41,062 (0.8%)		

(第27次農林省統計表より)

第3表 所有者別耕地面積の変動 (1)

		総耕地面積	自作地	小作地
終戦時	内地	4,185,690町	2,355,220町	1,830,470町
	北海道	670,230	414,080	256,150
昭和24年 3月1日	内地	4,246,410	3,669,480	576,930
	北海道	711,400	640,340	71,060

作農は戦前の倍以上、総農家の六一%強を占めるほど増加した。(第2表参照) 内地総耕地の八八%は自作地となり、終戦時の自作地を二十四年のそれと比較すると五五%増となっている。(第3表参照) ところが、このような

著増は零細自作農の階層において生じたのである。昭和二十五年現在において、自作農家のうち経営農用地面積五反歩未満のものは総自作農戸数の三二%、一町五反歩未満のものとなると七九%にも及び(第27次農林省統計表参照) 第1表に示された総農家の経営規模よりも一層零細の度を加えている。地主的土地所有は日本農民を数百年にわたって奴隷状態につないでいた封建制度の基盤であるという「覚書」の認識は正しかったが、不在地主を一掃し在村地主の保有地を一町均一に切りつめ、耕作者に土地所有者をつくり出すという方法は、果して改革の目的——農村の民主化——に対して正しい方法であつたらうか。改革の結果として現われた著るしい現象は農業経営規模の零細化である。この零細化は経営面積二町歩以上の上部階層農家の崩落、五反歩未満の極零細農階層の著増により、又従前一町五反乃至二町歩規模の中農層中心が一町——乃至一町五反歩層へずりさがつた事実により示されるとおり、経営規模零細化の悪質な累進である。

零細農耕は「半隷農的零細農耕」といわれるように、半封建的・地主的・土地所有を基概として成立し且つ、この基概維持の反作用をしてきたものである。ところが、農地改革は地主的土地所有を改革したが、その上に成立した零細農耕を解消しなかつたばかりか、むしろ強化した。従つて日本の農民の「半隷農的」状態はそのまま、

であり、農村は何処でも万事もとのまゝ、数百年の遺風を保守して健全である。零細農制の基柢として表面、目についた半封建的大土地所有乃至不在地主は改革で姿を消したが、改革は土地所有そのものを否定する意図は始めから持つていなかった。反対に農民的土地所有——自作農制——を二百万町歩の大規模につくり出すことを目的として、独占資本の段階で支配者の手で行われた。資本は総じて剰余価値収取以外のことに興味をもつものではなく、剰余価値の収取は勤労者の隷従を不可欠の条件とする。それで戦後弱体化した資本の再建は、所謂民主主義の外衣を着せたところの勤労者の新らたな隷従形態の創出から手をつけねばならなかった。零細農耕のまま土地所有の改革は、それゆゑ「改革」という呼び名が民主的響きをもつにしても、結果としては、むしろ「半隷農的」状態において農民の資本に対する隷従を確保するという資本の実質的要求を、変改するつもりはもとよりなかったのである。

農地改革の過程において、地主的土地所有が払いのけられたあとには独占資本が零細農耕の基柢として座り込み、半封建的高率地代・小作料の代りに重税と低米価供出と独占価格が零細農耕と農民の隷従を維持強化した。農業の生産様式は農地改革によって何んの変化も受けなかったのだから、農民の生活様式も觀念もまた当然とのままであるべき筈である。そして或程度までは、おくれた生産様式とおくれた觀念とは相互に自他に働きかけて自己を維持する。零細農制についていえば、農民の零細土地所有は彼等の貧困と無知と隷従を産み出すが、同時に彼等の貧困、無知、隷従は零細土地所有を維持する。彼等の所有は生産と生活の独立を保証しない、従って所有の実質的意義をもたないにも拘らず、彼等を小所有の狂信者にする。農民のもつ零細地片は、それに頼るには余りに小さ過ぎる生産手段であり、棄てるには余りに惜しく大事な生活手段である。だから小農は小所有にし

がみつづくことによつて、自己をいよいよ強く貧困と権力に隷従させる。農民の大部分を借金・兼業・出稼農民として半プロレタリア的低生活にたなごめながら、なお労働者階級との同盟へ容易に走らせないための足枷の役割をするもの、それが零細農地所有である。かくて零細地片を負わされた貧農大衆の存在は「資本制的生産様式の一実存条件」であり、彼等は「全く絶對的に資本に属するところの産業予備軍」を形成することによつて支配階級に対する彼等の隷従を完全にするのである。

総司令部の「覚書」のうちで列挙された日本農業を蝕んできたところの害悪の一つは「農地における過度の人口集中」であつた。そして改革は、勿論この害悪の「根絶、破壊」を図したものであつたが、結果は反対の事実——農業人口増、経営規模縮小——となつて現われた。何故か。自由なる世界では、自由なる人の善良な希望や意図などにかかわりのない資本の盲目的な意欲が支配し、その意欲に反しないもののみが必然に実現する自由をもつからである。改革の場合についても実現されたのは、資本の盲目的な意欲に外ならない。すなわち「過度の人口集中」、農村における潜在的過剰人口、資本にとつて洩れることのない剰余価値の貯水池の「根絶、破壊」ではなくて、反対にその維持、補強である。³⁾

(註)

(1) 農地改革記録委員会編纂「農地改革顛末概要」八二五頁

(2) 長谷部文雄訳「資本論」青木文庫版(4)の九八〇頁参照

(3) 農地改革の担当当局たる農政局は、昭和二十三年十月その「農業政策の大綱」において「農地改革は、農家が独立の自作農となつて、その経営から生ずる剰余を農業経営に投入し自主的に農業の発展をもたらすことを期待したのである。」と述べ、又第一次農地改革の発足にあたり、昭和二十一年一月、全国農地部長会議において農政局長は「農地改革の意義」のうちで

「耕作者が独立自営の農民となり、自ら経営の主体となり、他面社会的地位と責任を自覚し自己の尊厳と他人の人格を尊重するような文化をもつた状態になるならば、長い間日本農村社会を規定していた封建性は打破されるであろう、土地改革は農村民主化の基礎である。」と善良なる意図を吐露した。（農林省編集「農林年鑑」昭和二十三年度版、七三―七四頁参照）

Ⅱ 農地所有の零細化

	所有者数	所有面積	所有者数	所有面積	平均面積
総数	戸	町	%	%	町
	5,146,474	5,969,044.6	100	100	1.16
5反未満	2,555,011	922,708.7	49.6	15.5	0.36
5反～1町	1,304,060	991,397.7	25.3	16.6	0.76
1～3町	905,930	1,423,323.1	17.6	23.8	1.57
3～5町	221,178	842,012.0	4.3	14.1	3.81
5～10町	111,112	765,285.9	2.2	12.8	6.89
10～50町	45,773	743,941.7	0.9	12.5	16.25
50町以上	3,410	280,375.5	0.1	4.7	82.22

（昭和10年，一全国——農林省統計課）

零細農耕の基柢は地主的土地所有であるから零細農経営及び零細農地所有の存在は、当然大土地所有の存在を予定している。然しながら日本では農業の大規模な資本主義的経営が支配的にならなかつたので、資本による土地兼併もまた極端な程度までは行われなかつた。概していえば、五十町、千町地主は例外的少数であり、その所有地面積の総耕地面積に対する割合も問題にすにあらない程軽微なものであつた。といつても、戦前純粋寄生可能とされた所有面積の限度、五町歩、以上の所有をとつて日本における地主的土地所有とみるならば、日本の土地所有もまた相当甚だしい不均衡を示している。

昭和十年現在における所有形態は第4表に見るように、一方の極において一町歩までの零細所有者の大半——総戸数の七四・九%

——が農地の三二・一％を細分所有しているのに対し、他方の極には戸数で三・二％を占めるに過ぎない極少数の五町歩以上地主が農地の三〇％を集中している、三八五万戸の零細所有者と一六万戸の地主の所有面積がほぼ等しい。

然しながら地主的所有の集中は総耕地面積の三〇％に止っていて、残り七〇％の土地は一町乃至三町歩所有を中核とする零細土地所有で占められ、なお昭和十六年——二十年においては総耕地の五四・一％——五三・七％が自作地であった。(第二十三次農林省統計表参照)このような点から考えると、日本の農地所有形態は、農業経営形態における家族労働中心の零細農制に照応したところの農家的零細土地所有だといえる¹⁾。

かくのごとく零細土地所有が圧倒的なところで、不在地主の所有地全部と在村地主所有地を内地一町歩、北海道四町歩に限定し、それ以上の所有地部分を解放して現小作人に買取らせて自作化するというのが「農地改革」なのであった。そしてこの改革の結果として、一町歩以下の小土地所有者の大部分がもとのまま残り、その上新らたに自作||小土地所有が多数造出されるのだから、日本農村はブチ・ブルのうちでも最もおくれた観念をもつ小土地所有者||農民で殆んど充満されるようになるのは明らかであった。そして、この結果が改革前のそれより農業経営規模の一段の零細化を伴って実現したのだから、農民は土地は得たが正当な意味での自営自立の自作農にはならなかったのであり、従って彼等は自家の農業経営以外のものに頼らなければ立ちゆかない農民であり、程度の差はあっても何ものかに隷従しなければならぬ状態、場合によっては旧来の隷農状態からさえ脱しきれない状態にあらうことも当然考えられる²⁾。その点についてはしばらく措いて改革による土地所有の変化を見よう。

農地改革の立案にあたって一番困ったのは、在村、不在村地主別の農地統計が完備されていなかったことだが、

殊に不在地主が同時に在村地主を兼ねる場合があるために、所有規模別に在村地主数を確定しえない点、と所有面積中の自作地と小作地とを区分する資料がなかった点だといわれる。それゆえ当局は、地主的土地所有の一掃のための基礎となる確実な統計資料なしに、さしせまって改革を實行しなければならなかったのである。この点について農地改革記録委員会の担当者は次ぎのように記している。

「農地所有に関する正確な調査統計、殊に不在地主の所有地については昭和十六年の「田畑所有状況調査」以外のものが存しなかった。それゆえ、農地改革の立案にあたっては「直接使用できる統計調査は全くなかったし、信頼するに足る調査を新に行う余裕もなかった」ので既存の統計を利用して間接に推定するより外はなかった。その答が昭和十九年度農林統計小作地面積の八割に当る約二百万町歩となったのである。この推定は多くの仮定を含んでおり、極めて大まかな推定として見らるべき数字である。」という状態だったので「若し、これらの統計を検討するならば、解放見込面積二百万町歩が如何にして推計可能なりしか不可思議に感じるのが当然」だとさえいわれたのである。

農業に関する統計が、調査方法の不同、不正確等の原因や政治的目的による拘束などのために、計数が必ずしも事実を示さず、いろいろ矛盾や誤差を含むものであることは多くの学者の指摘するところだが³⁾ともかく、地主別所有地の割合のおおよそは、不在地主の所有地についての唯一の資料、昭和十六年の「田畑所有状況調査」に基づいた推算で作られた、第5表によって知ることができる。これによると不在地主の所有地は総耕地面積の一五・二%を占めるに過ぎない僅かなものであるが、なお不在地主もまた零細なものが圧倒的多数である。十六年の同じ「調査」によると不在地主約一〇〇万人のうち五反未満所有者数は七八・三万人、七七・一%、所有面積

第5表 地主別土地面積割合（内地）(5)

	総耕地 面積	在村地主 所有面積	不在地主所有面積		
			総数	自作地	貸付地
	%	%	%	%	%
田	100	82.1	17.9	1.8	16.1
畑	100	88.4	11.6	2.2	9.4
計	100	84.8	15.2	1.9	13.3

第6表 地主別所有地面積

総 数	総 数	5,085,209町	100%
	自作地	2,875,344	56.54
	小作地	2,209,865	43.46
在 村 地 主 所 有	総 数	4,220,913	83.00
	自作地	2,735,801	53.80
	小作地	1,485,112	29.00
不 在 地 主 所 有	総 数	864,296	17.00
	自作地	139,543	2.74
	小作地	724,753	14.26

昭和20. 11. 23. 現在—全国—(7)

一二・九万町歩、二四・七%、五反——一町歩所有者については、人数一三・五万、一三・三%、面積九・三万町、一七・八%となっている。⁶⁾

また昭和二十三年一月一日現在で、農林省は全国の農地委員会を通じて農地改革の中間調査を行い、同年七月までに三回の報告をさせて解放見込面積を確定したが、こ

れが「農地改革完遂調査」である。農地改革は原則として昭和二十年十一月二十三日現在の事実に基づいて行われたから「完遂調査」は、二十三年において農地委員会が可能な限り二十年当時に遡及して作製されたものだが、それ（第6表）によって見ても在・不在村地主の所有地割合は第5表のそれと大差ないのである。これらの資料によつて、日本の農地についての所有の形態が大体知られる。第一にそれは農業の家族的経営に照応する農民所有すなわち自作—小地主が圧倒的だということ、第二に、従つて不在地主は個々の、少数大地主はあつたにしても、不在地主全体としてはその所有地も戸数——小作地一町歩以上所有のもの七万戸・昭二〇——も大きい比重をもつものではなく、やはり零細地主としての性格がつよいことである。但しこの土地所有の矮小形態は、所有の封建的性格を決して否定するものではない。

土地所有に關する信頼するに足る統計資料がなかつたにせよ、ともかく、解放面積については第7表のような

第7表 第二次改革における解放対象面積(8)

地主不在別 所有広狭別区分	全所有 面積	自作地 面積	小作地面積			
			総数(3)	保有地	解放対象 及び(3)に 対する%	
内地 在村地主 不在地主 計	千町	千町	千町	千町	千町	
	1町未満	1,594	1,594	0	0	—
	1～3町	1,285	819	466	353	113 (24%)
	3～5町	639	131	1,338	228	384 (83)
	5町以上	830				726
	計	4,348	2,544	1,804	581	1,226 (68)
	1町未満	281	0	281	—	281(100)
	1～3町	151	0	151	—	151(100)
	3～5町	62	0	62	—	62(100)
	5町以上	167	0	167	—	167(100)
計	661	0	661	—	661(100)	
計	5,009	2,544	2,465	581	1,884(76)	
北海道 在村地主 不在地主 計	4町未満	99	99	0	0	—
	4町以上	580	392	188	75	113 (60)
	計	679	491	188	75	113 (60)
	4町未満	27	0	27	—	27(100)
	4町以上	181	0	181	—	181(100)
	計	208	0	208	—	208(100)
計	887	491	396	75	321 (81)	
合計	5,896	3,035	2,861	656	2,205(77)	

農林省農政局「農地問題に関する統計資料」20頁からの推定

推定数字が出された。この表によると、解放を予定される在村地主の所有地一三三万六千町歩（全解放予定地の六〇％）のうち三町以上地主の所有地は一二二万三千町歩までを占める、従ってこの地主階層の所有地は四三万四千町歩、全所有面積の七％が残る。耕地三町歩以上の所有は内地では特例となり、純粹寄生地主はその存在の地盤を失う訳である。農地改革はほぼこの予

定計画の土地解放を実現した。昭和二十六年三月末現在、農地解放面積は買収によるもの一七八・二万余町歩、財産税物納その他管理換によるもの一八万余町歩、二者合計一九六万八千余町歩に達し、これに牧野、未墾地を加えると総計三六三万三千余町歩となる、総農用地六二四万五千町歩の五八％が解放されたのである。

この大事業によって得られた結果は、不在地主の貸付地が全部買収されて、不在地主の名が農地から消え去つ

第8表 経営面積増減戸数（内地）

	経営面積を 増加した家 数	面積を増 加した家 数	農家の増減	
			減少した家 数	増加した家 数
	千戸	千戸	千戸	千戸
以所農	83	39	65	
限度地農	279	226	2,114	
有限付家農	149	273	984	
有貸農	123	305	253	
保上有自	184	295	252	
自小作農	820	1,140	3,673	
自小作農				
自小作農				
自小作農				
合計				

たことと、自作農主義が土地所有と農業経営の一層の矮小化をもつて拡大強化されたこと、この二点に要約される。農地改革が自作農というより小土地所有農の創出に過ぎないところの自作農主義の拡大強化であった当然の結果、小作地は三分の一に激減し、自作地は約一・五倍に増加したが（第2・第3表参照）地主数は約5%を減じたのみである。（第10表参照）変化は農地の自作、小作面積の区分の上には大きく現われたが、所有者戸数の上には殆んど現われなかった。又、純小作戸数は五分の一以下に激減したが、多少とも借地している農民と純小作農とを合わせると、三〇〇万戸（昭・二六・三・小作契約数四四三万件余）¹⁰となる、総農家の半数が借地農としてもこの小作農的狀態を脱しきれないものである。

農地所有の変化に関連して自小作別経営面積の増減を各階層について見るため、第二六次農林省統計表、世界農業センサスによって集計した、第8表を次ぎに掲げる。昭和二十四年三月現在における農地再分配の一結果である。これによると、田畑の経営面積を増加したものは保有限度以上の貸付地をもつ農家と自作農に最も多いが、自作農でも経営面積を増加したものはその全戸数の約一〇%だけである。反対に減少したものは小作農に最も多くその総戸数の殆んど半数が経営面積を減少している。小作兼自作農でも減少したものが増加したものの倍以上に及んでいる。すなわち、借地によっていた農家は改革にあたって借地の返還を要求されて経営を縮少し、小作農は所有名義を与えられて経営地の多くを失ったのである。全農家としてはその約一五%が経営面積を増加し二〇%が減少したことになる。従

つて平均一戸当貸付地面積も第9表のような減少を示している。内地では大体三——五反の賃借が地主小作関係とともに零細農耕を支えている。これは第1表に示された経営零細化の具体的内容の一つである。

第9表 一戸当貸付地(II)

昭24・3・1	終戦時	耕作地主	不耕作地主	
〇・三四町 (一・一七)	一・〇五町 (三・七七)	個	人	会社
〇・四七町 (二・四四)	一・九二町 (一五・三六)	〇・九一町 (四・三八)	〇・九一町 (四・三八)	

カッコの数字は北海道

地主戸数の詳細は第10表によって知ることができ。農家地主は内地で約十万户減、北海道で千四百余戸増（但し二年八・一センチサスの数字によると一万余戸減）となっている。非農家地主は内地北海道ともに微増している。これを内訳してみると、減少率の最も低いのは五反——一町層であり、この層を中心に両極に向って減少率は拡大している。

第10表 地主戸数の変動(12)

地 主	地 主	農 家		地 主		戸 数		(経営規模別)		
		計	不耕作	三反未滿	三反—五反	五反—一町	一—二町		二—三町	三—五町
終戦時	内地、一、八六、五九三、五〇〇 北海道、二〇、九元	三、三三	一四	三、三四、四元一七六、六五元、六〇三、五五、〇〇	二、二六	二、五五	二、七九三	四、八七三	三、九七	一〇元
二四年三月一日	内地、一、八四、六七三、〇〇〇 北海道、三、三三	三、六三	一	三、五九、四元一、五五、一五、七四、一八三、二六、一〇五、七〇、五元、六、四七	二、二五	二、八五	三、三三	五、九七	三、九四	六元

それと結局耕作地主は全体として約一〇%減、地主総戸数では約五%減となる。内地の耕作地主にあっては総計

一一五万戸のうち六〇％強が一町以下の経営規模をもつものであり、一町五反以下の層となると九〇％にも達する。まさに零細地主と零細経営の維持強化を結果した農地改革であったのである。 一九五二・一一・三一

(註)

(1) 農林省統計調査部「田畑所有状況調査・昭和十六年四月末現在」一三頁

北海道を除いた全国では五反歩未満に属する零細所有者の所有面積は二三・一％を占め、一町以下の土地所有者の面積は全耕地の四三・六％を占めている。即ち八七・三％の田の所有者(総数五四二・五万人)が総田面積の四三・六％を持っていることになる。本邦の零細土地所有関係を具体的に示している。

(2) 自作主義による唯一の効果は、小作農が自作化することによって、一片の土地に一層愛着を感じるようになり、保守的となるということだけである。……農民を防共の堤として強化するという意味において、農地改革は正に百パーセントの効果をおげたものといえることができるようである。(近藤康男著・農地改革の諸問題・二三頁)

日本の農地改革は、それが第二次大戦後の東ヨーロッパ、中国、北朝鮮などに行われた人民民主主義的農業革命のまさにアンチテーゼであるという点にその基本的性格が規定されるのである。(栗原百寿著・現代日本農業論・五九頁)

(3) 前掲・農地改革顛末概要五九三頁

(4) 栗原百寿著「現代日本農業論」六一頁以下「資料の吟味」参照。

(5) 同「顛末概要」六〇一頁

(6) 右同書六〇二頁

(7) 右同書六〇〇頁参照

(8) 右同書五九三頁

(9) 農林省農地課編「昭和25年農地年報」一九五頁参照

(10) 右同書一九五頁

(11) 前掲「顛末概要」八二七頁

(12) 右同書八二六頁参照